

## [事案 2020-21] 先進医療給付金支払請求

・令和2年12月4日 和解成立

### <事案の概要>

担当者の誤説明を理由に、医療費全額の先進医療給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和元年11月と12月に、白内障により、多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術の手術を受けたため、平成23年7月に契約した医療保険にもとづき、先進医療給付金を請求したところ、実際に発生した医療費の一部しか支払われなかった。しかし、以下の理由により、医療費全額を支払ってほしい。

- (1) 担当者に対し、複数回、先進医療を受けた際に自己負担は発生しないのか確認したところ、実際の医療費の全額が先進医療給付金で支払われるとの回答を受けた。
- (2) 喫緊に白内障の手術をする必要はなく、自己負担が発生することが予めわかっていたら、先進医療である多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術を受けることはなかった。

### <保険会社の主張>

担当者が先進医療給付金について自己負担は発生しないとの誤った説明を行ったことは事実だが、以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款によれば、支払給付金額は、基本保険金額に対し、発生した医療費に応じた倍率を乗じた金額であり、先進医療の医療費全額が支払われる内容ではない。
- (2) 白内障は進行性の疾患であり、手術以外に根本的な治療法はないこと、単焦点眼内レンズと多焦点眼内レンズは、それぞれにメリット・デメリットがあるので、手術費用の面のみでいずれかを定めるわけではないこと、申立人は令和2年4月に、多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術が、先進医療から外れることを知っていたことからして、正確な給付金額を説明されていたとしても、本治療を受けていた可能性が否定できない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金請求時の状況等を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。